

江戸川区議会委員会条例の一部を改正する条例

江戸川区議会委員会条例（昭和三十一年九月江戸川区条例第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「新庁舎・大型施設建設推進室、危機管理室」を「SDGs推進部、新庁舎・施設整備部、危機管理部」に改め、同項第二号中「生活振興部」の下に「、産業経済部」を加える。

付 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（説明）

行政組織の改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。